JASTPRO

2023年11月　第534号

目次

国連CEFACTフォーラム概要 …… 1
JASTPRO業務部 部長　清友 大造

国連CEFACTフォーラムセッション報告①： …… 3
貿易デジタル化推進プロジェクトへの挑戦
一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会　菅又 久直

国連CEFACTフォーラムセッション報告②： …… 9
シングル ウィンドウ ドメイン部門の活動についての報告
シニア アドバイザー　渡邊 浩吉

国連CEFACTフォーラムセッション報告③：CRM分野における …… 17
トレーサビリティ＆サステナビリティプロジェクト（前編）
専門調査員　何 スカーレット

経済安全保障における原産地規則の役割 …… 25
～各論：米国の原産国決定事例（続）～
主席研究員　今川 博

一般財団法人　日本貿易関係手続簡易化協会

― JASTPRO広報誌電子版のご案内 ―

当協会ホームページにてJASTPRO広報誌をバックナンバーも含め電子版でご覧いただけます。

https://www.jastpro.org/pages/101/

― 国連CEFACT 日本委員会（JEC）ホームページのご案内 ―

JECホームページでは、国連CEFACTの成果物（勧告やエグゼクティブガイド等の日本語対訳版）や国連CEFACT及び日本委員会の組織概要や活動内容をご覧いただけます。

https://www.jec-jastpro.org/

国連 CEFACT フォーラム概要

JASTPRO 業務部 部長　清友 大造

第 41 回国連 CEFACT フォーラムは、2023 年 10 月 2 日～5 日、国連 ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）主催によりタイ国バンコクの国連ビルにて開催された。フォーラムには 61 か国より約 300 名（オンライン参加 200 名を含む）の参加があり、ESCAP やシンガポールの ICC DSI（国際商業会議所デジタル標準化イニシアチブ）の参加も加わり活発な議論が展開された。

オープニングセッションにおいて、まず国連欧州経済委員会（UNECE）経済協力・貿易部長 Elisabeth Tuerk 氏から「遅れが認識されている SDGs の追求において国際経済協力と国際貿易が重要で、貿易円滑化が非常に重要であること。さらに、貿易のデジタル化は循環型経済への変革、グリーントランスフォーメーションに重要であり国連 CEFACT がそれに貢献していること」が強調された。

ESCAP 貿易・投資・イノベーション部長 Rupa Chanda 氏からは、「デジタルで持続可能な貿易円滑化に関する国連世界調査」より、デジタル貿易円滑化に関する施策に最も大きな改善が見られたものの、国や地域によって大きな格差があることが明らかになり、国境を越えたペーパーレス貿易措置、持続可能な貿易円滑化措置の採用、農業部門、中小企業、女性貿易業者などの弱者への支援には改善の余地が大きいことが指摘された。

国連 CEFACT 議長の Sue Probert 氏からは、新たに立ち上げられた重要な 3 つのプロジェクト、１）CRM（重要な原材料）トレーサビリティプロジェクト、２）シングルウインドウの新しいプロジェクト、そして３）トレードファイナンス（貿易金融）プロジェクトが強調された。

本誌においては、本号にて上記 3 プロジェクトについて報告し（CRM のみ前編）、次号以降に CRM の後編と ICC DSI のセッション、大きく複雑になったコアとなる標準：CCL（コア・コンポーネント・ライブラリ：国連 CEFACT 共通辞書）をシンプルに使いやすくするための工夫についての議論など取り上げ紹介していく予定。

今回、日本からの参加者は以下の 9 名。

石井　伸一　　：国連 CEFACT 日本委員会委員長（城西国際大学准教授）
渡邊　浩吉　　：国連 CEFACT 日本委員会運営委員会委員長（JASTPRO）
清友　大造　　：国連 CEFACT 日本代表代理（JASTPRO）
何スカーレット：国連 CEFACT 日本委員会事務局（JASTPRO）
菅又　久直　　：国連 CEFACT 技術仕様ドメインコーデイネータ（SIPS）
遠城　秀和　　：国連 CEFACT 技術評価フォーカルポイント（SIPS）
染谷　悟　　：国連 CEFACT 日本委員会委員（株式会社トレードワルツ）
上野　香織　　：株式会社トレードワルツ
板垣　和芳　　：国連 CEFACT 日本委員会 JEC 観光部会（NPO 法人観光情報流通機構）

日本からの参加者による参加セッションは以下のとおり（開催日時順）<Domain：分野>、

① <ALL> Newcomers'Session and Introduction to UN/CEFACT Standards Development

② <Agri & T+L: Transport & Logistics> Supply Chain and Procurement Domain: Introduction to the Critical Raw Materials (CRM) Traceability and Sustainability Project

③ <ALL> Forum Opening and ECE-ESCAP Conference: Progress and Way Forward on Digital and Sustainable Trade Facilitation

④ <ALL> UNECE - UN/CEFACT - ICC DSI Conference: From Documents to Data in Trade: Accelerating Adoption and Fostering Digital and Green Transformations

⑤ <TPF: Trade Procedures Facilitation> Recommendation 49 Project Launch and Brainstorming of New Projects

⑥ <Agri & T+L> Supply Chain and Procurement Domain: Critical Raw Materials (CRM) Traceability and Sustainability Project: Focus on Mid-stream Asian Supply Chain Actors

⑦ <T+L> Transport and Logistics Domain: Updates on Ongoing Projects

⑧ <F+P: Finance and Payment> Updated on Ongoing Projects

＊菅又氏によるトレードファイナンスプロジェクト Documentary Credit BRS 説明を含む

⑨ <T+T: Travel and Tourism> Updates on Ongoing Projects

⑩ <T+L & TPF> Cross-domain Conference: eTrade Journey: Revolutionizing Global Commerce through Digital Negotiable Transport Documents

＊染谷氏の発表を含む

⑪ <SWD: Single Window> Domain Conference: Sharing Implementation Experiences and Best Practices

⑫ <SPEC> Specification Domain: Updates on Ongoing Projects

⑬ <SWD> Single Window Domain: Updates on Ongoing Projects

⑭ <ALL> ESCAP-ADB/ROC-TF Workshop: Emerging Developments and Opportunities in Green Trade Facilitation

⑮ <SCPD: Supply Chain and Procurement> CII (Cross Industry Invoice) Light Project Meeting

⑯ <SWD> Cross-border e-Commerce and Single Window Project Proposal

⑰ <ALL> Forum Closing

今後、国連 CEFACT 関連の主要会議（対面）は次の通り。

- 2023 年 11 月 9 日・10 日　第 29 回国連 CEFACT 総会（ジュネーブ）
- 2024 年 4 月 29 日～ 5 月 1 日　第 42 回国連 CEFACT フォーラム（ジュネーブ）
- 2024 年 5 月 2 日・3 日　第 30 回国連 CEFACT 総会（ジュネーブ）
- 2024 年秋　第 43 回国連 CEFACT フォーラム（ローマ）

国連 CEFACT フォーラムセッション報告①：
貿易デジタル化推進プロジェクトへの挑戦

一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会　菅又 久直

2022 年度、経済産業省の先導のもとに貿易デジタル化推進を目的とした貿易文書の国際標準データ項目等マッピング調査事業が行われた。当調査事業の結果を踏まえ、2023 年 5 月に開催された第 40 回国連 CEFACT フォーラム（ジュネーブ）に引き続き、2023 年 10 月に開催された第 41 回国連 CEFACT フォーラム（バンコク）おいて、今後の貿易デジタル化におけるデータパイプライン実現のための、商流・物流・金流に渡るシームレスなデータ連携を可能にする参照データモデルに関わる提案を行った。

1. 貿易デジタル化推進プロジェクト

2023 年 5 月に発足した国連 CEFACT の貿易デジタル化推進プロジェクト（Buy/Ship/Pay Data Exchange structures for Trade Finance Facilitation Project）に提言する目的は、国連 CEFACT Buy/Ship/Pay 参照データモデルに基づく貿易情報データパイプラインの構築を目指すためである。

なお、日本の HoD（Head of Delegation：代表団長）は当国連 CEFACT プロジェクトのサポートを表明している。また、日本の他、スペイン及びロシアもサポート表明をしており、3 ヵ国サポートルールに従って当該プロジェクトは正式な国連 CEFACT プロジェクトとして認知された。今回の国連 CEFACT フォーラムでは関係ドメイン及びキーパーソンコンタクトを取り、プロジェクト体制を固めるのが目的である。

図―1 をプロジェクト体制の日本原案として、10 月 2 日の eDATA 管理コンファレンスにてプロジェクトリーダー（Sue Probert 氏, Hanane Becha 氏）に提示した。

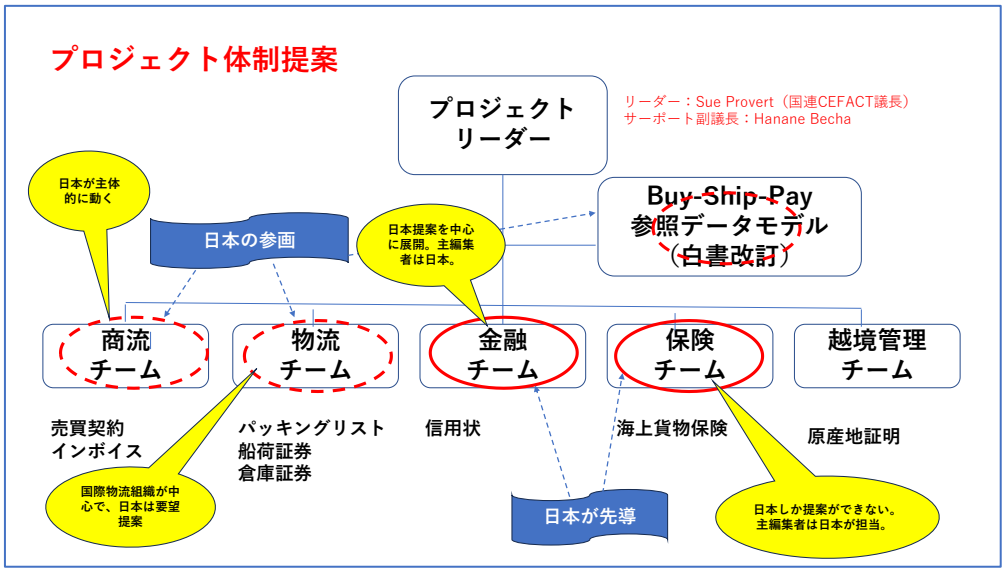

図―1　プロジェクト体制日本原案

日本の提案詳細は、以下の通り。

- プロジェクトの中核の一つとなる信用状（Documentary Credit）プロセスの業務要件仕様

（BRS: Business Requirement Specification）の主編集者（Lead Editor）を菅又が担当し、金融ドメイン（Finance and Payment Domain）にて審議を先行する。

- プロジェクトのもう一つの中核である運輸物流関連文書（パッキングリスト、船荷証券、倉庫証券）は DCSA（Digital Container Shipping Association：デジタルコンテナシッピング協会）が先導している FIT アライアンス（Future International Trade Alliance：未来国際貿易アライアンス）の運輸物流ドメイン（MMT: Multi Modal Transport（複合一貫輸送）チーム）の活動をフォローする。
- 売買契約やインボイスは、SCM（Supply Chain Management：サプライチェーン管理）ドメインに日本の情報項目追加要望を提出する。
- 海上貨物保険については、日本から BRS 原案を提案し、日本の新谷氏（東京海上日動火災保険株式会社）を主編集者として推薦する（2024 年 5 月の国連 CEFACT フォーラム）。
- 原産地証明プロセスについては、国連 CEFACT の越境管理ドメインの動向を注視する。
- プロジェクト全般に関わる参照データ（RDM: Reference Data Model）の見直しについては、特定の業務ドメインで取り扱うのが難しいため、本フォーラムで小生が担当する技術仕様ドメイン（Specification Domain）で、議論すべき項目につき自由討議を行って将来の対応策を考察する。

2. 金融支払ドメイン会議

10 月 3 日に開催された本ドメイン会議中で、日本が提案した貿易デジタル化推進プロジェクトの信用状メッセージ（Documentary Credit）の業務要件仕様（BRS: Business Requirement Specification）のドラフト版審議が行われた。

- Documentary Credit プロセス：
  日本における 2022 年度の貿易デジタル化推進事業の分析を基に、菅又より Documentary Credit プロセスの BRS ドラフトを説明し、審議が行われた。

提案した Documentary Credit プロセス BRS の概要は次の通り。

目的

本 BRS 文書の目的は、貿易金融、サプライチェーン、輸送および物流の業界で使用される信用書類取扱ビジネスプロセスおよび情報エンティティを標準化すること。ビジネス プロセスは、取引先、輸送および物流関係者、金融機関がそれぞれの役割を果たし、ビジネス関係を確立し、それぞれの情報システムのサポートと効率的に対話するために責任を共有する方法を詳細に記述した。各ビジネストランザクションは、ビジネス文書(メッセージとも呼ばれます）の交換によって実現される。これらの文書が使用される順序は、本 BRS 内でユース ケースとして示される。ビジネス文書はビジネス情報エンティティ（BIE）で構成されており、BIE は再利用可能なビジネス情報エンティティのライブラリ（CCL：国連 CEFACT 共通辞書）から取得されることが好ましい。ビジネス文書の内容とビジネス情報エンティティは、本 BRS ではクラス図や要件リストを使用して表現される。

範囲

Documentary Credit は、輸出者が当該信用状に従って船積書類を提示することを条件に、輸入者の銀行が輸入者に代わって代金を支払うことを約束する保証文書である。Documentary Credit プロセスは、輸入者の Documentary Credit 発行申請から始まり、輸出者の決済手続きまでをカバーする。本 BRS は、輸入者の Documentary Credit 発行の申請、銀行による Documentary Credit の発行、輸出者への Documentary Credit の通知、Documentary Credit の変更、輸出者による決済プロセスに至るすべてをカバーする。SWIFT（国際銀行間通信協会） 標準などの銀行業界標準に準拠した信用状発行手順と情報モデルの詳細については説明していない。なお、最終プロセスである輸出者の決済手続きの詳細については今回の BRS では取り上げられていないため、次期バージョンに期待する。

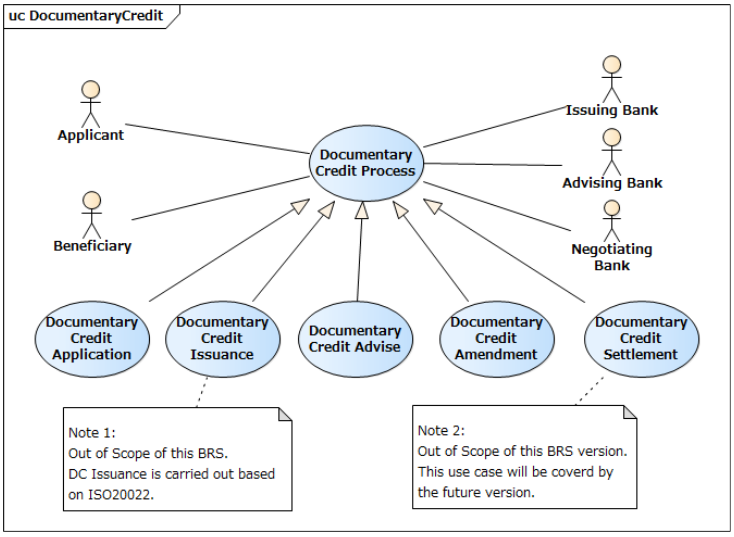

図-2 Documentary Credit ユースケース全体図

ユースケース

図 -2 に Documentary Credit プロセスの範囲を示す全体ユースケース図、図-3 にユースケースの関連図を示す。

- ユースケース図の関係当事者及びプロセス単位は以下の通り。
  - ➢ 関係当事者（Actor）
    - ✧ 申請者（Applicant）：信用状発行申請者。貿易では通常輸入者が信用状の申請者となる。

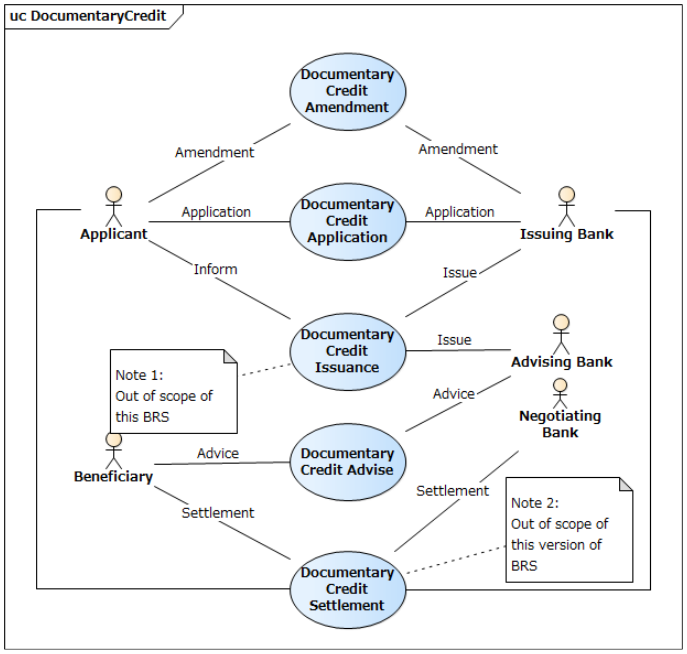

図-3 Documenry Credit ユースケース関連図

- ✧ 受益者（Beneficiary）：信用状により支払いを受ける者。貿易では通常輸出者が信用状の受益者となる。
- ✧ 発行銀行（Issuing Bank）：申請者に信用状プロセスサービスを提供する金融機関。貿易では輸入者である申請者の依頼に基づき信用状を発行する。
- ✧ 通知銀行（Advising Bank）：信用状の受益者に信用状が発行されたことを通知する金融機関。貿易では輸出者である受益者に通知する。
- ✧ 買取銀行（Negotiating Bank）：提示された船積書類が信用状の条件に適合していることを確認した上で為替手形を購入する金融機関。

➢ プロセス単位（Use Case）

- ✧ 信用状申請（Documentary Credit Application）：輸入業者からの信用状発行の要請を受け取った銀行は、それを審査し、信用状を発行するかどうかを申請者に通知する。
- ✧ 信用状発行（Documentary Credit Issuance）：申請者の要求に応じて、発行銀行は書類信用状を発行し、それを通知銀行に転送する。本 BRS では、SWIFT 標準などの銀行業界標準に準拠した信用状発行手順のプロセスと情報モデルは仕様範囲外としている。
- ✧ 信用状通知（Documentary Credit Advise）：信用状を受け取った通知銀行は受益者に通知する。
- ✧ 信用状修正（Documentary Credit Amendment）：発行された信用状に対する申請者の修正要求に応じて、発行銀行は修正された信用状を発行し、それを通知銀行に送付する。
- ✧ 信用状決済（Documentary Credit Settlement）：①取引銀行は、信用状に定められた船積書類を添付した購入依頼書に基づき、為替手形等により支払いを行う。②買取銀行経由で送付された船積書類を添付した信用状に基づいて、発行銀行は申請者に支払いを請求する。③申請者は、発行銀行の要求に応じて支払いを行い、貨物の引き取りに必要な船積書類を受け取る。なお、輸出者の決済手続きの詳細については、この 版の BRS では取り上げられていないため、次のバージョンに期待する。

情報モデル

Documentary Credit プロセスで使う情報モデルは、図-4 に示すように、B-S-P（Buy-Ship-Pay）参照データモデルを継承する TFF（Trade Finance Facilitation：貿易金融円滑化）参照データモデルを新たに提案する。TFF は貿易金融信用状情報（Trade Finance Documentary Credit）クラスと、既に CCL（Core Component Library：国連 CEFACT 共通辞書）に登録済のサプライチェーン参照データモデル（SC RDM: Supply Chain Reference Data Model）関連情報項目（Supply Chain Trade Transaction Class：商流取引クラス）、及び複合一貫輸送参照データモデル（MMT RDM: Multi Modal Transport Reference Data Model）関連情報項目

（Supply Chain Consignment Class：委託貨物クラス）から必要な情報項目を取り出して構築する。また、TFF の貿易信用状申請発行プロセス（Documentary Credit Application Process）の情報項目は、SWIFT（国際銀行間通信協会）の信用状標準メッセージの情報項目にマッピングできるように揃えるものとする。

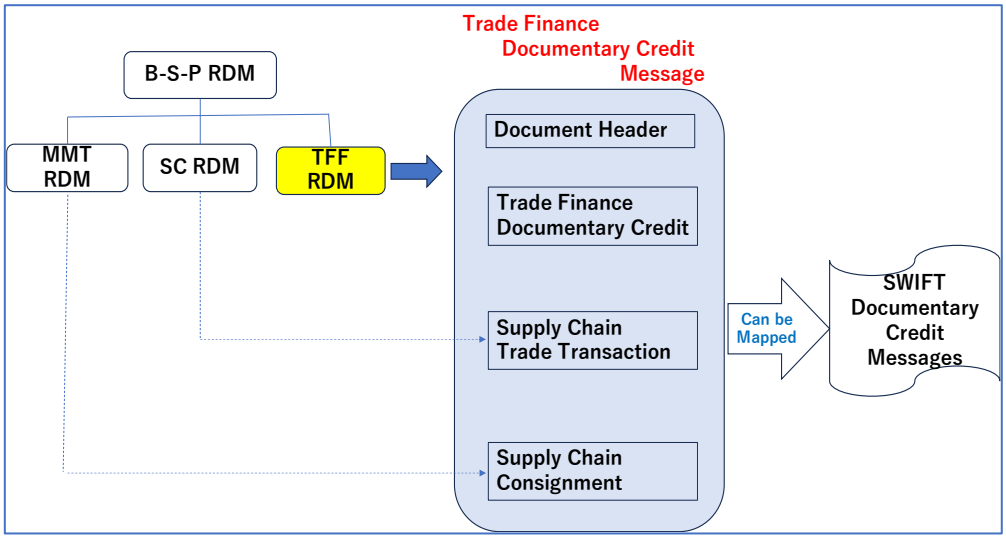

図-4 TFF 参照データモデル策定の考え方

結論

金融支払ドメイン・コーディネータと相談の結果、TFF 参照データモデルとビジネス文書プロセス（Documentary Credit Application Process 及び Documentary Credit Settlement Process）は別々の BRS を策定することとした。

3. 電子化運輸文書コンファレンス

「eTrade Journey：輸送文書のデジタル化による国際商取引の革命への道」と題して、ICC-DSI との合同ミニ・コンファレンスが 10 月 2 日に開催された。その中で、日本の貿易プラットフォームサービスプロバイダーである株式会社トレードワルツの染谷氏より「アジア太平洋地域における貿易円滑化プラットフォームの挑戦（Trade Facilitation platforms' challenges in Asia Pacific Region）」と題する次の内容を含む発表が行われた。

- 日本政府の貿易デジタル化推進方策
- 日本における商流・物流・金流の連携
- アジア太平洋地域との連携
- トレードワルツの PPP（Public-Private-Partnership：官民連携）としての設立経緯とプラットフォーム概要
- 貿易金融デジタル化推進にあたって発見された国連 CEFACT 標準データ項目の過不足

今後のフォローアップ

➢ 株式会社トレードワルツが提起した国連 CEFACT 標準データ項目の過不足については、運輸物流担当の国連 CEFACT 副議長（Hanane Becha 氏）より調査するとの返答を得た。

- 国連 CEFACT 貿易デジタル化推進プロジェクト（Buy/Ship/Pay Data Exchange structures for Trade Finance Facilitation）については、今後、2 週間に 1 回のペースでプロジェクト会議（オンライン）が開催されることとなった。

4. 技術仕様ドメイン会議

10 月 4 日の技術仕様ドメイン会議では、参照データモデル（RDM: Reference Data Model）の現状を見直し、今後の RDM の整備についての課題につき自由討議を行った。

RDM とは、特定の業務領域のメッセージで使われる情報項目のセットを定義し、実装において CCL 全ての情報項目を参照せずにメッセージの定義ができるようにしたものである。

現状

- 特定の RDM が範囲とするメッセージは共通のメッセージ構造（Master Message Structure）を持つ。
- 情報項目は特定の RDM 共通項目として定義され、メッセージ固有の情報項目定義は行わない。
- 現在開発中の RDM は BSP（Buy-Ship-Pay：販売-出荷-支払）RDM の基に SC RDM（Supply Chain RDM：サプライチェーン参照データモデル）、MMT RDM（Multi Modal Transport RDM：複合一貫輸送参照データモデル）、CBM RDM（Cross Boarder Management RDM：越境管理参照データモデル）が定義されている。また、特定領域の RDM として、SDCE RDM（Sustainable Development and Circular Economy RDM：持続可能開発と循環型経済参照データモデル）と AAA RDM（Accounting and Audit RDM：会計と監査参照データモデル）がある。

議論と提案

- 菅又より貿易金融デジタル化プロジェクトで扱っている貿易信用状発行プロセス（Documentary Credit Application process）と貿易金融信用状決済プロセス（Documentary Credit Settlement process）を対象とする、貿易金融円滑化参照モデル（TFF: Trade Finance Facilitation RDM）の新設を提案した。
- RDM の開発・保守について、手続が整備されていないとの指摘があった。
  - RDM の開発・保守における検証手続（Validation process）が行われていない。
  - RDM をベースにした API 策定・検証・登録の手続きがない。
- RDM に基づいた API 化プロジェクトが進んでいるが、標準メッセージ定義と同様に業務領域や地域に適したサブセット化の要望がある。RDM のサブセット化についてのガイドラインを策定すべきとの意見が出され、RDM サブセット化プロジェクトを立ち上げることになった。（簡易 CII（業界横断インボイス）プロジェクト会議で出された意見）

所感

以上の自由討議を踏まえ、今後、RDM 体系の整備、RDM の開発・検証・保守・公開についての手続、及び RDM サブセット化のガイドライン等の整備が進められることを期待したい。

国連 CEFACT フォーラムセッション報告②：
シングル ウィンドウ ドメインの活動についての報告

シニアアドバイザー　渡邊 浩吉

バンコクにおいて 2023 年 10 月 2 ～5 日に開催された第 41 回国連 CEFACT フォーラムでは、シングル ウィンドウ ドメイン部門から本年 9 月にホワイトペーパーが発出された「シングル ウィンドウの評価方法 SWAM (Single Window Assessment Methodology)」および、SWAM に続くプロジェクトについてのセッションが持たれた。

1. シングル ウィンドウの評価方法　SWAM

SWAM の詳細については、現在 5 回に分けて月刊誌に掲載中の SWAM 関連の記事を参照願いたい。フォーラムでは、SWAM に実践事例を供するために先行使用した国のフィードバックなどが紹介されたので、各国のプレゼン部分のみ若干の説明を加え以下に報告する。

(1) エル サルバドル（El Salvador）　（中米）

プレゼンター：

Douglas Rodriguez 氏　中央準備銀行頭取　（代行講演）Mario 氏[1]

他国にあまり例を見ないが、エル サルバドルではシングル ウィンドウの主管が中央銀行となっている。

A. シングル ウィンドウの概要説明

- 1986 年、外国貿易省を主管として、CENTREX (El Centro de Trámites de Exportaciones) の名称で輸出手続きのみを取扱うシステムが稼働を開始した。

講演ではこれが中南米で最初のシングル ウィンドウであるとの説明があった。

- 1989 年に、主管が外国貿易省から中央銀行に移管された。
- 2011 年に、名称が CENTREX から CIEX（El Centro de Trámites de Importaciones y Exportaciones）に改変され、輸出者、輸入者、運輸業者等が参加する、輸出入ともに取扱うシングル ウィンドウとなった。
- 連携されるのは国家機関（財務、国際関連部局、農業畜産、天然資源、環境、防衛、厚生など)、金融システムとなっている。
- 関連政令 599 号（　2011 年発効）　の規定
    - 輸出入に係る諸手続きの申請窓口と発給窓口としてシングル ウィンドウを設置。
    - 輸出入に係る管理を中央に統合する。
    - 中央銀行がシングル ウィンドウ CIEX の管理機関となる。

[1] スペイン語による講演が英語に通訳される形で進行した。

- 実績
    - 輸出手続き申請数平均：　996 件／日
    - 輸入手続き申請数平均：　905 件／日
    - 電子支払が 7 つの銀行で実行される。

B. SWAM による現状評価

- SWAM の白書が上梓されたのは本年 9 月だが、大枠は 4 ～5 月頃には出来上がっており、エル サルバドルは、その段階からほぼ完成していた質問票を検討し、積極的に SWAM 適用の準備を進めていた模様。
- 同国に現代的で実用的なビジネス・エコシステム[2]を構築するために、大統領がいくつかのイニシアチブを打ち出しているが、貿易についても貿易円滑化 5 か年計画（2023-2027）が策定されている。SWAM もそのポートフォリオの一環として戦略的に活用するとの位置づけがなされた。
- SWAM を活用して、シングル ウィンドウを最適化し、以てエル サルバドルのシングル ウィンドウをラテンアメリカのシングル ウィンドウのフラッグシップにすることを目標にするとのことである。
- IDB の「貿易円滑化と港湾近代化プログラム」との連携により、SWAM 実行に係る資金的、技術的援助を得て実行された。
- SWAM はフェーズに分けで実行された。

  フェーズ 1：　SWAM により提供された質問状を使用しての情報収集

  フェーズ 2：　収集した情報の分析

  フェーズ 3：　その結果、資金手当てが必要となるプロジェクトの目録の作成
- 調査対象は次の基準に基づいて選定された。
    - 取扱数量が大きく、効率化のインパクトが大きい業種
    - 多くの受益者が存在する分野
    - 構造の複雑さや相互関係
    - これまでに要望が寄せられている分野

[2] 複数の企業や事業が互いに連携や依存しながら、市場や業界全体が共存して平等に収益を循環できる仕組みを生態系になぞらえてエコシステムと呼ぶ。

- 上記を整理し、対象を次の通り区分して実施された。
    - ポテンシャルの高い貿易のプロジェクト　73 件
    - 政府機関　16 件
    - 地域組織[3]　1 件
- SWAM でチェックした作業上の課題
    - 現在、手作業で行っているサービスの整理
    - シングル ウィンドウに連結されていないサービスの特定
    - システムの反応時間
    - プロセスごとのデータ二重入力の状況
- 2023 年の関連活動
    - 先述の貿易円滑化 2023-2027 5 か年計画の策定
    - 7 機関間の協力協定の合意
    - 7 機関間のプロジェクト計画策定
    - シングル ウィンドウのガバナンスの強化
- 2023 年に実現された関連プロジェクト
    - 化学資材の輸入について：　健康省（Ministry of Health）および国防省（Ministry of Defense）から関連許認可を電子発給する体制が整った。
    - 動植物製品の輸出について：　輸出許可が電子発給されるようになった。
    - 動植物検疫について：　PDCC（中米電子貿易プラットフォーム[4]）を介して検疫証の電子発給が行えるようになった。
    - 電子納税関連文書が実装された。
    - 農産物関連の特別査証(Special Visa)が設定された。
    - 国家薬品局からの輸入承認（査証）の改善が実現した。
    - グアテマラとの事前通関申告の改善が実現した。
    - ホンジュラスとの間で事前通関申告が設定された。
- プレゼンテーションは次のようにまとめられた。
    - シングル ウィンドウは時間と費用の節約を約束する貿易円滑化の要となる。
    - シングル ウィンドウは情報通信技術の資源に長期に負荷をかけるプロジェクトで、中央銀行が主管となって資金計画、管理計画を行い、関係省庁間の協力体制を

---

[3] 中米統合機構 SICA (Sistema de la Integración Centro América）のことと思われる。関税同盟を標榜しており、加盟国はエルサルバドル、隣接するグアテマラ、ホンジュラスの他、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ドミニカの計 8 か国。関税同盟であることから域内では、中米統一**インボイス兼通関申告**フォーマット FYDUCA (Factura y Declaración Única de Centro América）を適用してシングル ウィンドウ間でのデータ交換を予定していたが、一部グアテマラ-ホンジュラス間を除いて、システムの未成熟などの理由で活用されていない模様。SWAM を適用し域内シングル ウィンドウの底上げをする意味が高いと思われる。尤も FYDUCA が定着して使用されれば、システムを使わずメールに添付するだけでも、一部 RSW 的なメリットが得られよう。（筆者注）

[4] PDCC (Plataforma Digital de Comercio Centroamericano）上記 SICA 加盟国が、陸続きに繋がっている中米諸国の国境管理を協力して行うことで貿易の円滑化と地域の競争力強化を実現しようと構築したプラットフォーム。2020 年 PDCC 用のソフト開発が発注され、機能強化が図られている。RSW と言えるかは不明。（筆者注）

構築するものと位置付けられている。

- SWAMの実施は貿易体制の近代化と、戦略や対応体制整備のためのキーとなった。
- 近代的で実戦的なビジネスのエコシステムを構築することで国際標準の高品質サービスを実現するのが大統領の方針となる。

(2) カンボジア （Cambodia）

プレセンター：

Sophannareth Noy 氏　　カンボジア関税・消費税総局　IT 部副部長

A. シングル ウィンドウの概要説明

- シングル ウィンドウの推進母体は NSWSC (National Single Window Steering Committee) で、経済・財務大臣が議長を務め、関係省庁が参加する形となっている。
- 資金調達に合わせフェーズを分けてシングル ウィンドウの整備が進められた。

フェーズ 1：2016 年スタート 2019 年稼働

取り敢えず ASW の原産地証明 ATIGA Form-D に対応することが目的

フェーズ 2：2018 年スタート 2019 年稼働

関係省庁のシステムの整備と許認可申請・発給用のソフト開発

フェーズ 3：2019 年スタート

許認可当局におけるシステムの未整備を無くす

貿易文書の保存、リスク管理、AEO[5]管理のモジュールの開発

B. SWAM による現状評価

- SWAM を実施するにあたって期待した事項
  - フェーズ 2 を完成するにあたってのボトルネックの特定
  - フェーズ 3 の完了前に必要となる準備作業は何かの特定
  - シングル ウィンドウの持続性とスケール変化への対応力の予測　等
- SWAM を実施する時に問題になったこと
  - シングル ウィンドウについて違った理解を持つ関係者との調整
  - システムに係る開発業者の情報制限[6]
  - 文書公開における安全性の担保
  - SWAM を実施するための準備が出来ているか
- SWAM の実施により判明したことおよび意見
  - 上層部のコミットメントと実務レベルの参加がキーとなる。
  - どの組織も技術に対応することが不可避である。
  - 関係省庁は貿易円滑化への、それぞれの貢献の重要性を認識する必要がある。
  - 複雑な手続きは簡素化する必要がある。

---

[5] Authorized Economic Operator　AEO は貨物の安全管理と法令を遵守する事業者に税関手続を緩和する制度

[6] Private information of the vender on the system

- シングル ウィンドウを円滑に稼働させるには十分なトレーニングが必要である。
- アプローチし易くかつ安全な技術を使用すべきである。
- アクセスできる分には NSW は必ずしも唯一のシステムである必要はない。
- シングル ウィンドウを構築するための完璧な方法はない。

・ SWAM への提言

（提言の内容を見ると、カンボジアは自発的というよりも協力の要請に応じて SWAM を実施したためと思われるコメントが散見された。）

- 自己評価ができるようなメカニズムの導入（筆者注：SWAM は本来、第三者に報告するためではなく、自己評価のためという位置づけである。）
- SWAM の最終目的と、ビジネスプロセスの関係の明確化。
- 全ての質問事項は各国の事情に合わせ、長い回答を求めない事。（筆者注：SWAM では、各国の事情までは分からないので、そこは各国で調整するように要請している。）
- SWAM は各国のシングル ウィンドウのスコープやタイプを反映したものとすべき。（筆者注：これも各国が自身で調整することが前提となっている。）
- SWAM は適切な時期に実施すべきである。

(3) キルギスタン（Kyrgyzstan）

プレゼンター：

Azamat Usenbayev 氏　　キルギスタン国営シングル ウィンドウ センター　CEO

A. シングル ウィンドウについての説明

- 2011-2012　Phase-1　シングル ウィンドウの実装
- 2013-2014　SWIS (Single Window Information System）の運用
- 2014-2022　Phase-2　RIBS Regional Improvement of Border Services（地域レベルの国境手続きの改善）プロジェクトの立ち上げ

B. SWAM の適用

・ SWAM は、既存のシングル ウィンドウの評価を行うためだけではなく、シングル ウィンドウの新規開発や改善作業を行うにあたって、留意点やガイドラインを提供することもターゲットの中に織り込んでいるが、キルギスの場合は後者としての使い方であった。

・ 特に現在取り進め中の上記 Phase-2 は、近隣諸国の状況とハーモナイズさせながら最適解を見つけることが必要になる。国際レベルの機能や法的枠組みを整備する上で SWAM により課題の整理ができた。

・ 法的課題について

- 31 の法律を改正するプロジェクトが進行中
- 電子文書に係る証拠性についても手続法の中で整備中

・ ソフトウェア開発について

- 電子決済システムと通知システムの開発、部門(Department)の情報システムとの統合が進行中
- 全ての機能に係る技術仕様書、ユーザーマニュアル、管理マニュアルを整備中
- ビジネスプロセスの分析結果を踏まえた開発となっている。

・ EAEU[7]との関係について
  - EAEU との連携問題は解決された。
  - EAEU 内で発行・登録された許認可類を確認する体制を整備中

(4) ジョージア （Georgia）

プレゼンター：

Irina Sigua 氏　　歳入局 国際関係部　顧問

A. シングル ウィンドウの概要説明

・ シングル ウィンドウのベースはジョージア歳入サービスシステムで、納税者に発給される電子アカウントに基づいて、輸出入の申告から、関係する許認可証の申請・発給まで管理するという考えで構成されている。
・ 現在連携されているのは 8 関係当局
・ 許認可の 50%ほどはシステムで発給されている。
・ シングル ウィンドウの制度的・法的分析
  - 法的枠組みの検討：　許認可類について歳入局が担当
  - 実装に係るビジネスモデル：　行政側で検討
  - サービス開発の日程：　2021-2024
  - コンサルティング業務：　シングル ウィンドウ運営委員会は置かず NTFC[8]がその役を務める

B. SWAM による現状評価

・ 他国の税関システムとの相互運用性については整備されており漸次運用の予定。
・ シングル ウィンドウの利用状況
  - 許認可証　　70%以上
  - 輸出入申告　　集計の仕方が多様で、別の評価手段での計測が必要
・ 利用者満足度
  - 民間部門では好評（Positive）
  - 行政部門は回答保留中
  - IT 枠組みについては部分的に評価された。

---

[7] ユーラシア経済共同体（EurAsES）あるいはユーラシア経済連合（EEU: Eurasian Economic Union）は、ベラルーシ、ロシア、キルギスタン、カザフスタン、アルメニア間の貿易経済協定。

[8] NTFC　National Trade Facilitation Committee （国家貿易円滑化委員会）　UN/CEFACT の勧告 4 号に規定された NTFB (National Trade Facilitation Body）の主催する委員会が、国によっては設置される模様。

2. Regional Single Window (RSW)プロジェクト

SWAM の編集と併行して SWD 部門は、次のプロジェクトとして「地域シングル ウィンドウ (Regional Single Window: RSW) 」を視野に入れて準備をしていたが、本フォーラムにおいて正式に公表された。RSW は世界の多くの地域で形成されている経済共同体等において、その参加各国のシングル ウィンドウを連携することで、地域としてのシングル ウィンドウのネットワークを構築するものである。RSW は、ASEAN では既に ASEAN Single Window (ASW) が稼働しており、新しいコンセプトではないが、多くの経済共同体で RSW が計画されていても具現化されるに至らない、あるいは Cross Border でやり取りされるのは原産地証明のような規制関連の文書 (Regulatory Documents) に偏重しているという状況がある。SWAM によりシングル ウィンドウが高度化されれば、これらを連携させることで、もう一歩踏み込んだ貿易円滑化に寄与する RSW が構築できようとの考えから、そのためのガイドラインを設定しようとの趣旨に基づき発出されたプロジェクトである。

各地の RSW では ASW 同様、目標の一つとして商用文書の交換をスコープに入れているが、それは RSW としての貿易円滑化への貢献が一番直接的に表れるのが商用文書の交換との認識からと思われる。しかしそれには先ず、各国のシングル ウィンドウで商用文書が日常的に取扱えるようになることが必要で、多くの国ではまだ実現されていない。そもそも B2B の商用文書を、シングル ウィンドウを介して交換するとどのように貿易が円滑化されるのか、実例も少なく説明もあまり見ない。

当方からはこれまでもたびたび情報を提供しているが、今回のフォーラムの機会に SWD のプロモーターに上記を含めて種々の事情や意見を直接話し、プロモーターからは事前に提供した資料に基づき、実際のビジネスの流れに沿って実現可能と思われる具体的な業務の効率化や商用文書の標準化の部分につき、セッションの中でプレゼンすることを要請された。話したこと、プレゼンしたことの内容はおよそ次の通り。

「貿易業務を行うにあたって、輸出者は (国によっては法令により) 自社で輸出申告を行わず、フォワーダーに委託する。そのために必要な輸出貨物の詳細を記述した自社フォーマットのインボイス等を、メール添付や EDI 接続によりフォワーダーに送達し、フォワーダーは輸出者から受取ったデータの中から必要データをピックアップして輸出申告等のフォーマットに転記入力する。輸出者は予め基本契約を交わした複数のフォワーダーの中からケースにより委託先を選定する。フォワーダーもまた、複数の輸出者と受託の基本契約を持つ。従ってフォワーダーは、文書を受取り、フォーマット変換するゲートウェイを、契約輸出者ごとに複数整備しておく必要がある。この場面の文書データ送達、受領をシングル ウィンドウ経由に纏めると、フローが単純化、効率化するが、そのためにはインボイス等の商用文書に標準フォーマットが設定される必要がある。

標準化は網羅性を狙わず、インボイスなら、輸出申告に必要な項目だけをコアとして国際標準でフォーマットを作成し、コア以外は標準フォーマットに設けた添付エリアで対応すれば可能であろう。最小限の項目の標準インボイスでも輸出申告に必要な全項目がカバーされており、フォワーダーの転記ミスが更に縮減し、輸出者のチェックも軽減される。その上この方式であれば、官側も積極的に商用

文書の標準化に参与し慫慂できる。また、このような小ぶりな標準インボイスでも商用インボイスとして使用可能な簡易な取引は恐らく貿易全体のかなりの部分を占めよう。

RSW を介して商用文書を交換するには、各国それぞれが国際標準で作成した商用文書の標準フォーマットを持ち寄り突合せ、地域共用標準フォーマットを設定するか、参加国が少ない内は各国標準フォーマットのデータ項目を逐次対応させる Mapping での連携も可能であろう。RSW を介した商用文書の交換が可能になった暁には、データの源泉となる輸出者の入力データを、輸入者が商用のみならず輸入手続きにも効率的に利用できるなど、大きな貿易円滑化となろう。

商用文書の標準フォーマット作りに課題が多いことに鑑み、もう一つ考えられるのは、民間の貿易プラットフォームが存在する場合、商用文書の標準フォーマット設定は、プラットフォームに参加する民間企業に任せ、シングル ウィンドウ側はインターフェースを提供するだけに留めることである。その場合、RSW は官側が必要とする規制文書の交換だけに専念し、商用文書の Cross Border での交換については、各国のプラットフォームが他国のプラットフォームと貿易ネットワークを構築するのを待つ形となる。RSW と貿易ネットワークが旨く連携できれば、両者の機能を相互にシェアすることで、輸出通関から輸入通関まで、契約、船積から代金決済まで、データが一貫してシームレスに流れることにより貿易円滑化に大きく寄与するであろう。」

前述した SWAM に係る月刊誌の記事に、RSW も関連事項として記述するので参照いただきたい。

SWD 部門には現在、全体のスキームについてなど、更に具体的なコメントを出している。

3. E コマース

フォーラム最終日に SWD から E コマースに係る Project Proposal があった。これは SWAM により高機能化した各国のシングル ウィンドウが、地域ごとにネットワークとして連携され RSW が形成されると、それを利用して E コマースが盛んになるという流れに沿ったテーマとなる。

当方からは取り敢えず、E コマースというような大まかな言い方をすると、E マーケットプレイスから INCOTERMS レベルの電子取引までイメージが拡散する恐れがあるとコメントした。

国連 CEFACT フォーラムセッション報告③：
CRM 分野におけるトレーサビリティ＆サステナビリティプロジェクト
（前編）

専門調査員　何 スカーレット

第 41 回国連 CEFACT フォーラムにおいて、Critical Raw Materials（重要な原材料、以下 CRM）プロジェクトに関するセッションが開催されました。本セッションでは盛りだくさんの内容が発表されましたので、今月と来月で前後編に分けてプロジェクト詳細をお届けします。

なお、CRM の説明やプロジェクト概要については本誌 2023 年 10 月号の記事[9]にて紹介しておりますので、併せてご参照ください。

1. プロジェクトの全体像

セッション冒頭、プロジェクトリーダーである Nancy Norris 氏が CRM プロジェクトの背景や過去の類似プロジェクトから学んだこと、またプロジェクトへの参加形式を紹介しました。

1.1. プロジェクトの背景

まず、CRM が産業生態系の機能に不可欠な鉱物と金属であるという点が挙げられます。続いて、その経済的重要性は当然のこととして、現代の技術、特にグリーンテクノロジーの発展を遂げることにも役立つという点です。重要資源に対する需要がどんどん高まっていると同時に、ESG（環境・社会・ガバナンス）標準のような持続可能性に関する開示への必要性も増大しています。しかし、これらの標準は司法ベースや業界ベースなど、さまざまなスコープで展開されています。スコープの多様化は困惑を招く可能性があり、それを最小化するためにもそれぞれの標準を調和させることが望まれます。数多くのサプライチェーン関連ソリューションの間では、技術的な相互運用性が欠如しています。現段階では各自のシステム内で孤立しているデータを繋げるスケーラブルな方法がなく、それに関する取組みが求められています。

一方、持続可能な商品の需要が近年において増加傾向にあります。高い対価を支払ってでも持続可能性の高い製品を購入するという考えが社会に浸透しはじめています。残念ながら、この傾向に合わせてグリーンウォッシング（金銭や名声のために虚偽の持続可能性を主張する行為）が増えていく可能性もあります。グリーンウォッシングの蔓延を防ぐためには、信頼できる商品データのやりとりを可能とするトレーサビリティソリューションが欠かせません。

[9] https://www.jastpro.org/files/libs/1978/202310161034108234.pdf

1.2. 類似プロジェクトから学んだこと

続いて、国連 CEFACT が以前行った衣料品と皮革業界での類似プロジェクトから学んだ要点がリストアップされました。

一つ目は、分散系ソリューション（decentralized Solution）こそがスケーラビリティを実現するツールであるという点です。グローバルなバリューチェーンでは、関係者とデータの所在地が異なり、データが島のように点在します（発表では「Islands of data」と表現）。したがって、本プロジェクトの目的は集中型ソリューションではなく、分散系ソリューションによるデータの繋がりを支援します。

二つ目は、紙からの移行速度についてです。サプライチェーンの中では、必ずしもすべての関係者が同じ技術レベルに達しているわけではないため、その技術ギャップを埋めるための手順が必要になります。例えば QR コードを利用したデジタル認証情報のように、一気にデジタル化する前の中間的なステップが必要かもしれません。

三つ目は、商業における機密情報の管理を可能とする技術の必要性です。例えば認証識別情報における「選別的情報開示」（selective disclosure）という機能は商業上の機密を確保しながら商品の持続可能性に関する情報のみを提供することを可能とするため、大いに役立つものと思われます。

四つ目は、トラストアンカーの重要性です。トラストアンカーは、デジタルデータの信頼性を確認するための「信頼の基点」であり[10]、CRM プロジェクトの場合は検証機関や政府などといったオーソリティを持つ組織を指します。事業者が持つ証明の発行者を認定する機関への繋がりを確認できることで、証明発行者には自動的に信頼性が与えられ、その証明が信頼できることが保証されます。

五つ目は、デジタルデータを実在するモノと繋げること（デジタルフィジカル）です。商品そのものと、それを示すデジタルデータが相違する可能性はゼロではありません。この問題を放置すると、悪意を持った事業者が抜け穴を利用して商品を入れ替えたり、マスバランス詐欺[11]を行ったりするこ

---

[10] 手塚悟.「トラストに関する世界の動向と我が国のトラスト政策」. 2021 年 https://jdtf.or.jp/report/tsf/file/seminar-symposium/202106_%E3%83%88%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%88%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E5%8B%95%E5%90%91%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E3%82%BB%E3%83%9F%E3%83%8A%E3%83%BC/202106_01_%E3%83%88%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%88%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%B8%96%E7%95%8C%E3%81%AE%E5%8B%95%E5%90%91%E3%81%A8%E6%88%91%E3%81%8C%E5%9B%BD%E3%81%AE%E3%83%88%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%88%E6%94%BF%E7%AD%96.pdf,（参照 2023-10-23）

[11] 一つの例を挙げると、10 トンの持続可能なコットンを 90 トンの非持続可能なコットンに混ぜて 100 トンのコットンにします。この 100 トンのコットンを 10 トンごとに分けて、「10 トンの持続可能なコットンです」を主張して業者に販売するのがマスバランス詐欺です。

とができてしまいます。DNA マーカーやケモメトリックス（計量化学）、RFID などの技術でデジタルデータと商品をしっかり繋ぐことが大切です。

最後六つ目はマッピングの問題です。ESG や SDGs、持続可能性といった課題は地球規模で共通していますが、これに関連する標準や規制、証明は国ごとに管理されるのが一般的です。しかし、これらを適切にマッピングしておかない限り、事業者は他国と貿易する際に相手国における標準や規制を満たすため、自国のみならず他国の証明を取らざるを得なくなり、貿易手続が煩雑になります。

1.3. プロジェクトへの参加方式

プロジェクトには、Observer、Contributor、Implementers のいずれかの形式で参加することができます。Observer はプロジェクトの進捗をフォローしてプロジェクトを見守ります。Contributor は実際に筆を執って成果物を書き上げます。Implementer はプロジェクトにおける提案を実行し、試行錯誤の中でプロジェクトチームにフィードバックし、提案を改善させる役割を持ちます。具体的には一次生産者とメーカー、標準や主張の証明者、監査官、政府のような基準策定者、ソフトウェアプロバイダーの参加が望まれています。

2. 標準・規制の簡素化

次に、ESG 標準規制ワークストリームを担当する Steve Capell 氏から、過剰な標準・規制とその簡素化に関する発表が行われました。

世界中で標準や規制がどんどん増えており、複雑になっています。これは事業者を困惑させるだけでなく、標準ごとにそれぞれ監査が必要になり、監査コストが倍増するという結果を生んでいます。つまり、サステナビリティを確保した製品によってそうではない製品より高く売れることで得られる利益が、サステナビリティを証明するためのコストによって失われているということです。これでは事業者がこれらの活動に取り組む意欲を失うのもおかしくありません。したがって、標準・規制へのアクセスを簡素化して、その複雑さを最小限に抑えるのが本プロジェクトの方向性であり、そのための提案が二つ紹介されました。

一つ目は、情報の粒度を調整し、サプライチェーンにおいて次のステップが必要な情報だけでコミュニケーションを成立させることです。Capell 氏自身の経験として以下のような事例が語られました。炭素排出や森林破壊といった基準におけるコンプライアンス情報は、農場や鉱山の施設レベルで管理されています。しかし、その施設から材料を仕入れる中間加工業者のコンプライアンス評価と計算のためには、購入した材料の情報のみが必要です。例えば、ある化学プラントが年間 70 万トンの二酸化炭素を排出する鉱区から原材料を調達します。その際に、化学プラントは 70 万トンの年間施設排出情報の代わりに、自分のもとに届く原材料に限った排出情報が必要になります。しかしながら、施設全体としての情報が届いてしまうと、仕入れただけの排出情報を確認するために施設とのやりとりが増え、コスト増加という結果になってしまいます。このような状況を改善するため、例えばコンプライアン

ス情報を施設段階から船積段階に送り届けるためには、B2B（business-to-business）における「デジタルプロダクトパスポート（DPP）」[12]が力になれる可能性があります。商品の DPP に、次のステップのための最小限な ESG メトリックスを付与することで、サプライチェーン内における自動的な情報提供が可能になります。

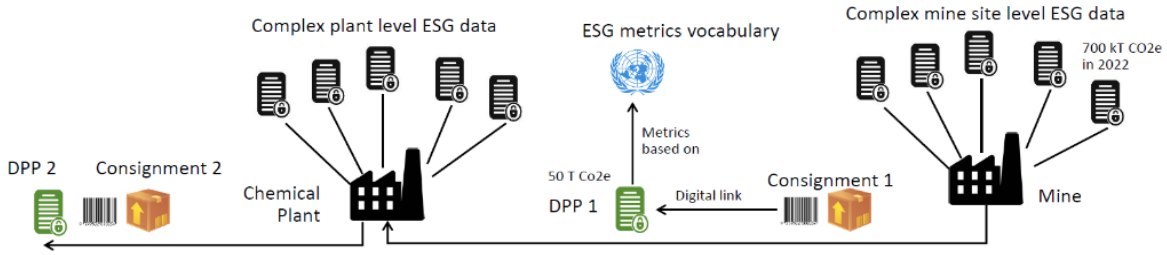

出典：Steve Capell 氏の発表資料
（https://unece.org/sites/default/files/2023-10/02Oct-AM-CRM-SustainabilityStandards.pdf）

二つ目は、機械可読性の高いアセスメントです。プロジェクトにおいてスコープに含まれるかがまだ確定していないため多くは語られませんでしたが、これは標準の管理機関や規制当局が標準・規制の確認・審査処理の API を提供することで、サプライチェーン関係者自身での処理を不要にするアプローチです。これによるサプライチェーン関係者の手間が省けると同時に、計算ミスや偽造も防げるようになります。

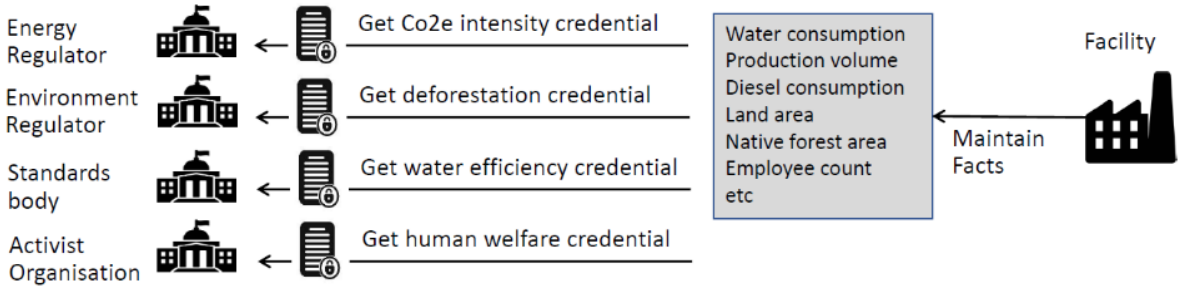

出典：Steve Capell 氏の発表資料（URL は上記参照）

3. Verifiable Credentials ― パイロットで終わらせないための方策

続いて、技術的な相互運用性を担当する Zachary Zeus 氏によるトレーサビリティ相互運用性ワークストリームに関する説明がありました。

サプライチェーンプロジェクトの多くが、パイロットフェーズが終わると現実的な応用に至らず消滅してしまいます。その主な原因は「集中システム」の存在です。パイロットフェーズでは信頼性や安

[12] DPP の概要は月刊誌 6 月号「UNCEFACT ニュースピックアップ：イノベーションと透明性向上、 トレーサビリティ―衣料品業界には欠かせないもの―（後編）」28-29 ページをご参照ください。

全性への配慮が不足する傾向があります。これにより、本運用への導入フェーズにおいてシステムへの攻撃やデータ悪用などのリスクを懸念した結果、一つの大きなシステムにデータをすべて入れることをためらうことになります。では、どうすればこういった集中システムを使わずにトレーサビリティの相互運用性を達成できるのでしょう。その回答として、氏は検証可能な資格情報（Verifiable Credentials、以下 VC）が含まれた、シンプルでスケーラブルな分散オープントレーサビリティというアーキテクチャ（情報システムの設定方法や思想[13]）を紹介しました。

資格情報で身近なものと言えば、例えば自動車の運転免許証が挙げられます。貿易業界においても、貿易証明書や B/L（船荷証券）、インボイス、品質証明書などの資格関連書類があり、それらを検証可能な方法でサプライチェーンに沿ってやりとりする場合、そういった資格情報のデジタル版である VC の出番となります。VC には、機械可読性、改ざん防止性、取消・編集、ポータブル性、人間による可読性といった特徴があり、Norris 氏が言及した過去プロジェクトで学んだ課題への対応も期待できるものと思われます。

VC を活用すれば中間業者における情報処理コストの軽減が期待できます。Capell 氏が述べた通り、サプライチェーン事業者と施設の間には施設段階の情報 vs.船積段階の情報とのマスバランス問題があります。サプライチェーン事業者は自身に関連する情報のみを求めているので、施設の時点で船積段階の情報を VC に入れれば、中間業者は施設の情報すべてを集める必要も、分析計算する必要もなくなります。何かを証明したい際に、VC にある情報だけで事足りることになります。

また、VC は機械でも人間でも理解できるため、柔軟な処理ができます。デジタル成熟度の高い事業者による作業の自動化にも、成熟度の低い事業者によるスキャン作業にも対応します。これにより、同一のサプライチェーンにデジタル成熟度が異なる事業者が混在しても、各自のペースでデジタル成熟のプロセスを進めることができるようになります。

パズルを完成する最後の一ピースは、「分散系識別子（distributed decentralized identifiers）」です。VC が持っている特徴は重要ですが、VC そのものと、その発行者を信頼できるかどうかは別の話です。分散系識別子は信頼できる既知のエンティティ、つまりトラストアンカーにリンクして、VC に相応の信頼性を付与します。

全体的なアプローチとしては、国連 CEFACT から 9 月に発表された越境貿易のための VC のホワイトペーパー[14]で提案された方法論を活用することを計画しています。CRM サプライチェーン特有の基準を特定し、実施ガイダンスを提供し、プロジェクトの存続期間にわたって改善していきます。7 月にキックオフしたプロジェクトですが、3 か月が経過した 10 月時点では二週間一回に会議を行い、三つ

---

[13] 株式会社システムインテグレータ．「アーキテクチャの意味とは? IT アーキテクト人材育成の重要性も分かりやすく解説」. 2023 年. https://products.sint.co.jp/ober/blog/architecture. （参照 2023-10-26）

[14] ホワイトペーパはこちらへご参照ください：https://unece.org/trade/documents/2023/10/white-paper-edata-verifiable-credentials-cross-border-trade

のパイロットと協力してビジネス要件仕様に取り組んでおり、初稿は 12 月 11 日に締切られます。ビジネス要件仕様が整ったのち、配布される実施ガイダンスとツールのトレーサビリティ相互運用性のテストの作成が始まる予定です。パイロットフェーズにおいては、プラットフォームやテクノロジーの提供はされませんが、トレーサビリティ相互運用性の条件を満たせるツールを探すためのテスト実行用のソフトウェアを利用して、ツールの採択をサポートします。

4. 法的な視点

その後、プロジェクトの法務担当である Jeanne Huang 氏から、現存する証明書（Certificates）に関する法制度の分析が紹介されました。

国際貿易には複数の国（法の用語では管轄区域（jurisdiction）と呼ばれます）が参加します。例えばリチウムの場合、その原材料はオーストラリアで採掘され、中国で加工され、世界最大の金属取引プラットフォームであるイギリスのロンドン金属取引所（London Metal Exchange、以下 LME）で取引され、欧州連合（以下 EU）または米国で消費されます。つまり、国や地域ごとに異なる法律または倫理基準への対応が必要になります。今回の発表では、さまざまな国が参加するサプライチェーンにおいて異なるアプローチや法の条文、基準、標準による法の抵触に関する問題が説明されました。

4.1. 島々を繋ぐ橋

問題は、標準や証明が相互対応していないことによる ESG 報告ツールの相互運用性の不足です。Capell 氏と Zeus 氏が論及する通り、世の中には数多くの ESG 標準が存在しています。代表的なものには LME パスポート（London Metal Exchange Passport）やグローバル・バッテリー・アライアンス・パスポート（Global Battery Alliance Passport）、EU のデジタルプロダクトパスポート（Digital Products Passport）などがあります。それぞれが異なる主体によって運営されており、規模と運営機関の関心や利益も異なるため、一つのツールに認定されたデータが必ずしも他のツールから認定されるとは限りません。サプライチェーンが国際規模になっても、企業や政府間組織、法的管轄区域が異なるにより、データは島のように孤立されたままとなるわけです。

そして、その解決方法はデータの島々を繋ぐ橋を架けることです。つまり、「包括的で統合された法的倫理的手段」の欠けた状況で CRM を持続させるには、リチウムイオン電池または他の金属産品の持続可能な生産と消費をカバーするための国際的な協力が必要であるということです。法的側面においては、グローバルサプライチェーンにおけるデータの相互運用性と標準の一貫性をサポートするための法制度構築が中心となっています。

新しい何かを作る前に、現存する法制度、特に安全性の観点からトレーサビリティが重視される食品や Norris 氏が言及した繊維製品、紛争地域に関する法制度から学べることがあります。まず、一回目の消費・利用でほとんどの価値がなくなってしまう食品や繊維製品と比べると、CRM の寿命は遥かに長くなります。そのため、CRM のデータが一回目の消費・利用の後でも追跡可能かどうか

が重要です。次に、地政学的緊張に対する配慮が不可欠です。現在の法制度においても地政学リスクへの対応は行われていますが、CRM は種類が多く、それぞれのサプライチェーンも多くの国々が及ぶことから、大規模な地政学的緊張に陥ってしまう可能性が高くなります。グローバルなデータ相互運用性とデータの一貫性の開発を支援する、倫理的システムのための法的フレームワークが必要です。

4.2. 証明書 3 つのパターン

CRM に関するグローバルな法的フレームワークを築くため、CRM プロジェクトの法務チームは事前に既存証明書を調査し、証明書を三つのパターンに分類しました。

1 つ目のパターンは、国内では中央官庁で管理される（＝集中型である）が、国際間では分散型であると見なされる証明書です。典型的な例は出生証明書や結婚証明書、死亡証明書などです。これらの証明書が国外でも承認されることは、外国公文書の認証を不要とする条約（Convention of 5 October 1961 Abolishing the Requirement of Legalisation for Foreign Public Documents；別称 Apostille Convention）によるものです。この条約は、政府間国際機関のハーグ国際私法会議（Hague Conference on Private International Law）が管理し、締約国は 125 ヶ国となっています。近年では、検証可能デジタル情報と類似した eApostille というシステムも開発されました。例えばオーストラリア国民がこの条約の下で自身の証明書を海外での認証を希望する場合、中央官庁である Attorney-General's Department から申請を行い、Apostille の証明書を入手することで認証されることになります。

2 つ目のパターンは、172 ヶ国で認められている仲裁判断書（Arbitration Award）です。仲裁とは国際商取引にめぐる紛争についての判断を中立的第三者である仲裁人に委ねる紛争解決制度[15]であり、仲裁判断書はすなわち紛争の判決書のようなものです。仲裁判断書が下された仲裁地のみならず、取引相手の国が外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards；別称 New York Convention）の締約国である限り、相手国の管轄区域内で効力が発生します。仲裁判断書の相互承認制度は分散的なので、相手国の裁判所は判断書の手続き上の検証（例えば当事者への仲裁手続き関連の通知は適切だったか、仲裁手続きは当事者の合意に従っていたか[16]など）を終えたうえで執行できます。

3 つ目のパターンは、判決承認です。例えば、ニューサウスウェールズ州最高裁判所が下した判決を、中国裁判所で承認と執行を求める場合です。このような承認メカニズムは国際条約ではなく、各国の国内法で管理されています。判決の相互承認を必須とする国もあれば、求めていない国もあります。補足として日本における外国判決の承認について紹介すると、民事訴訟法 118 条、執行は

---

[15] 日本知的財産仲裁センター．「仲裁とは」．N.d. https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/about/ （参照 2023-10-30）

[16] ニューヨーク条約 5 条

22 条と 24 条に規定されています。承認要件としては、①外国裁判所の裁判権が認められること、②被告が訴訟手続の開始を了知することと、その防御権の行使を確保するために、裁判上の文書が定めた方法で送達されること、③外国裁判所の判決が日本における公的秩序に反しないこと、④相互承認、つまり当該判決をした外国裁判所の属する国が日本の同種類の判決を認めること[17]です。

この証明書についての事前調査は CRM プロジェクトに一つの研究課題を与えました。それは、「CRM バリューチェーンの持続可能性強化と強靭化を目指す共同トレーサビリティメカニズム構築に向けた、再利用可能な法的パターンとツールキットを設計するために、これらのフレームワークからどのように学ぶべきか」という点です。これは B2B（business-to-business）だけではなく、B2C（business-to-customer）も研究対象です。プロジェクト法務チームは、データの相互運用性と標準の一貫性に関連する法的問題の特定という、研究の第一段階に取り組んでいるところです。

次号（後編）では Prok Vasilyev 氏による「Proving the Model with Implementation Pilots」と題された発表をベースに、標準間のギャップ問題やモノと情報の確実なリンク（来歴検証の可能性）、CRM プロジェクトで予定のパイロットプロジェクトを報告いたします。

[17] 高杉直（2018）．「日本における外国判決および仲裁判断の承認・執行」『名古屋大学法政論集』名古屋大学大学院法学研究科、第 276 巻、411-430 頁

経済安全保障における原産地規則の役割
～ 各論：米国の原産国決定事例（続）～

主席研究員　今川　博

米国税関の事前教示事例検索サイト「CROSS」（https://rulings.cbp.gov/home）から、中国原産の部材と第三国（メキシコ）原産の部材を使用して当該第三国（メキシコ）で加工･組立てを行った最終製品の原産国が第三国（メキシコ）とされた事例３と、中国原産の部材を一部使用して中国で組み立てられた最終製品の原産国が最終組立国（中国）ではなく主要部品の原産国（日本）とされた事例４を掲載します。なお、CROSS 掲載事例の翻訳は、筆者による仮訳です。

事例３：中国原産部品とメキシコ原産部品をメキシコで加工し、組み立てた自動車用アームレストの原産国がメキシコと認定された事例

主に中国原産とメキシコ原産の部品をメキシコで加工し、組み立てた自動車用アームレストに関し、溶接を伴うだけの部品の組立てについては部品の特性を変更したと認められないが、中国原産の部品のみの加工･組立では最終物品の製造に不十分である場合、メキシコ原産の部品を多数使用した組立工程は、非原産材料から実質的に変更したものと認められる。したがって、原産国はメキシコであり、通商法第 301 条の適用による追加関税は賦課されない。

事例３（参照番号等：HQ H315298、2021 年６月 15 日、OT:RR:CTF:VS H315298 JMV）は、自動車用アームレストの原産地表示上の原産国及び通商法第 301 条適用の可否について米国税関に事前教示を求めたもの（原産地表示に係る NAFTA マーキング規則の適用については説明省略）。

メキシコにおける部品の自動車用アームレストへの加工･組立工程

78 点の専用部品を組み合わせて自動車用アームレストの完成品（米国関税率表細分 9401.90.10）を生産する（本事例では２通り生産方式への教示が求められたが、本稿ではより複雑な方式のみを掲載）。

工程１：　３つのサブアセンブリーの製造

① アームレストメインフォーム･サブアセンブリー（アームレスト全体の内部構造）：メキシコ原産のアームレストフォームとフォーム補強パッド、中国原産のベルクロ社製面ファスナーから製造

② カップホルダーリッドトリム･サブアセンブリー（カップホルダーの装飾蓋）：メキシコ原産の原材料（革又はポリ塩化ビニル）を形状に合わせて型抜きし、オーバーキャスト縫製。中国原産の不織布に張り合わせ

③　アームレストメイントリム･サブアセンブリー（アームレスト本体の装飾）：メキシコ原産の原材料（革又はポリ塩化ビニル）を形状に合わせて型抜きし、オーバーキャスト縫製。メキシコ原産の毛材と不織布をメイントリムカバーに縫製

工程２：　２つのサブアセンブリーの製造

①　ウッドデコ･サブアッセンブリー（アームレスト完成品のカップホルダーのフレームを形成）：メキシコ原産の銀のトリムリングをトルコ原産のプラスチック製装飾ウッドトリムに熱溶解

②　フレーム＆ロッド･サブアッセンブリー（アームレストにさらなる構造的完全性を提供）：メキシコ原産部品の左右のサイドフレーム、センターフレーム、2 つの補強ピンブラケット、中国原産コンポーネントのセンターヘッダーロッド、軸ブッシュ、軸、リミットシャフトの 9 部品から構成。すべての部品は溶接作業によって組み合わされ、結束されたサブアセンブリーを製造

工程３：　アームレスト・メインアッセンブリーの製造

上記のサブアッセンブリーに加え、43 個の専用部品（メキシコ原産部品 17 個と中国原産部品 26 個）を使用し、アームレスト･メインアッセンブリーを製造（メキシコ原産部品の内訳は、カップホルダーリッドトリム･アセンブリーを完成させるフォームと内部プラスチック、アームレスト全体の内部骨格を形成する本体アセンブリーを含む。 中国原産の主要部品の内訳は、内部トレイ、ラッチ部品、直流モーターとトランスミッション機構で構成されるミニドライブ･アクチュエーターを含む)。

工程４：　ヒンジ・ブラケット・アッセンブリーの製造

アームレストを自動車のシートに固定すると同時に、乗員がアームレストの使用を開始／解除できるようにするヒンジ･ブラケット･アッセンブリーを製造。7 つの部品（メキシコ原産部品：ヒンジブラケット、ガススプリングブラケット、テザーワイヤーを含む 4 部品、中国原産部品：コンソールのピボット・ブラケットといくつかの留め具を含む 3 部品）で構成され、溶接で接合

工程５：　最終組立て

主にアームレストを自動車のシート構造に固定するためのブラケットとブラケット･ヒンジから構成されるメキシコ原産の 5 つの部品（ヒンジ・ブラケット・アセンブリを含む）と中国原産の 3 つの部品がアームレスト・メイン・アセンブリと組み合わされ、アームレストが完成

米国税関の実質的変更判断

通商法第 301 条の適用に係る原産国は、「新たな名称、特性又は用途」の変更の有無を判断する実質的変更テストによって行う。本件事例で引用された判断要素は、次のとおり。

- 実施された作業の程度と使用された部品がその特質を失い新たな製品の不可分のものとなったか（「ベルクレスト・リネン社対合衆国」判決、573 F. Supp. 1149 (Ct. Int'l Trade 1983), aff'd, 741 F.2d 1368 (Fed. Cir. 1984）を引用）
- ネガティブ・ルールとしての「単純な組立」の判断は、作業の性質（組み立てられた部品の数を含む)、関係する異なる作業の数、組立作業に相当な期間、技術、詳細、品質管理が必要かを含む
- 部材の製造・結合工程によって成形品の特性を変更しない場合、実質的変質は生じない（「ユニロイヤル社対合衆国」判決、3 C.I.T. 220, 542 F. Supp. 1026 (1982), aff'd 702 F.2d 1022 (Fed. Cir. 1983)を引用）
- 部品の最終用途が輸入時に予め決定されている場合（製品に組み込まれる部材が当該製品の特定部位として製造され、輸入後にはめ込み・組み立てられる場合)、用途の変更と認めない（「ナショナル・ハンドツール社対合衆国」判決、16 C.I.T. 308, 312 (1992), aff'd, 989 F.2d 1201 (Fed. Cir. 1993)を引用）
- 一般的に、輸入部材のみの組立工程の実質的変更判断には厳しめに対応。具体的事例として、輸入された建築用アルミパネルの部材（ケーシング、コア、取付金具）の切断、穴開け、加工、組立ては、輸入される前に当該部材に行われた加工に比較して複雑性が不足するとして実質的変更を否認（2018 年 2 月 21 日付、HQ H290528 を引用）
- 輸入部材と国産部材との組み合わせによる組立工程であれば、国内で行われる作業のすべてを考慮して複雑性を判断するため、実質的変更を認める蓋然性が高い（2006 年 7 月 31 日付、HQ-W563456 を引用）

【類似事例の比較】

- メキシコにおいて自動車後部座席フレームをメキシコ、米国、中国の原産部材から組み立てる場合、溶接は部品の形状を変更しないが、米国と中国の原産部品だけで当該座席フレームを製造するには不十分で、多数のメキシコ原産部品との組み合わせによって米国・中国原産部品はそれらの特性を失い、自動車後部座席フレームへと実質的に変更した（2021 年 3 月 2 日付、H314637 を引用）
- 自動車用ヘッドレストの製造に際して折りたたみ機構を形成する部品の大半は中国製で、溶接による組み立ては特に複雑ではない。ヘッドレストサポートは、中国原産のポリ塩化ビニル又は革が外皮の形状に裁断・縫製され、発泡スチロールを詰められ、パッドとなり、乗客の頭部を支える。したがって、最後の実質的な変更は、折りたたみ機構の組み立てとヘッドレストサポートの製造が行われるメキシコで生じ、ほとんどがメキシコ原産の部品と組み合わされることにより、その特性を失う。結果、原産国はメキシコと認める(2021 年 4 月 9 日付、HQ H315295 を引用）

【結 論】

本事例における生産工程では、外国原産の様々な部品の組立てはその形状に変更がないものの、メキシコの非原産部品だけでは自動車用アームレストを製造するために不十分であり、部品の大部分はメキシコ原産である。さらに、上述 HQ H315295 と同様に、主要部品はメキシコで生産される。

メキシコ原産の部品が外国原産部品と組み合わされる結果、当該外国原産部品はそれぞれの特性を失い、自動車用アームレストに不可分一体のものとなる。

したがって、中国を含む外国製部品はメキシコでの加工により実質的に変更し、通商法第 301 条の適用のための自動車用アームレストの原産国はメキシコであるため、追加関税の賦課はない。

事例 4：中国で組み立てられた腕時計の原産国がムーブメントの組立国（原産国）である日本と認定された事例

日本組立(原産)のムーブメント及びバッテリー、ミャンマー原産の革製バンド、中国原産のケースを中国で組み立て、腕時計の完成品を米国に輸出する場合、腕時計の原産国はムーブメントの組立国（原産国）である日本、革製バンドの原産国はミャンマーである。通商法第 301 条の適用による追加関税は腕時計、革製バンドともに賦課されない。

事例 4（参照番号等：N327631、2022 年 8 月 24 日、CLA-2-91:OT:RR:NC:N1:113）は、腕時計の原産国及び通商法第 301 条適用の可否について米国税関に事前教示を求めたもの。本件腕時計は、丸いシルバーホワイトの文字盤に秒針、分針、時針、ローズゴールドカラーのステンレススチールケース、ステンレススチールバック、革製バンド/ストラップの形状で、日本原産のムーブメントとバッテリー、中国原産の時計ケース、ミャンマー原産の革製バンドが中国で組み立てられ、完成品として米国に輸出される。

米国税関の実質的変更判断

時計の原産国について、2021 年 5 月 14 日付の事前教示（HQ 306338）は、「米国税関で長く維持されてきた見解は、時計（ストラップ、バンド、ブレスレットを除く）の原産国はムーブメントの組立国である。 針、文字盤、ケース又はバンドを追加することで、時計に特徴を加えることはできても、時計の本質（essence）であるムーブメントの特徴や用途を実質的に変更することはない」と教示している。したがって、本件腕時計の原産国は日本である。

時計の構成部品であるムーブメント、ケース、バッテリーの原産国は、ムーブメントを組み立てた国となる。本件腕時計のムーブメントは日本で組み立てられているため、腕時計の完成品及びその構成部品（ムーブメント、ケース、バッテリー）の原産国も日本となる。

また上記先例において、米国税関は「時計用バンド/ストラップに関して、原産国が時計の原産国と異なる場合、時計バンド/ストラップはその原産国を個別に表示しなければならないというのが米国税関の見解である」と述べており、また米国税関は、時計に時計用バンド/ストラップを取り付けることは時計用バンド/ストラップへの実質的な変更を生じさせるものではないため、時計用バンド/ストラップは時計とは別個の識別性を維持すると判断している。

したがって、本件審査対象となる腕時計及び時計部品（ムーブメント、ケース、電池）は日本原産であるため、中国原産品に適用される通商法第 301 条による追加関税は賦課されない。本件革製時計バンドはミャンマー原産であるため、同様に第 301 条の対象とはならない。

編　集　後　記

今回、国連CEFACTフォーラムに参加して、先月触れたIan氏以外の専門家 とも話す機会を持つことができ、連絡先も交換しましたが、あの場に馴染むにはまだまだ先が長いと感じました。 フォーラム参加者の多くは実務経験豊富な大先輩、あるいは貿易や公共政策などを専門的に学んだ方ばかりで、ある程度の専門知識がないと会話に入れないレベルだったからです。学生時代の専攻や前職の経験において貿易に縁のなかった状態でこの世界に入って数年という私には、会話や会議に追いつくのも一苦労だったのです。そのため、CRMセッションにおいてJeanne Huang氏の発表における「法的側面」については、現在大学院で勉強していることとの重なりがあって大変喜ばしく感じました。香港において言われる「輸在起跑線」（まだ試合が始まっていないのに、すでにスタートラインで負けている）ような気持ちも少々感じますが、国連CEFACTの皆さんに追いつけるよう、今後の勉強計画を練らないといけません。

ただ、私自身が勉強不足であることは事実なものの、国連CEFACTの活動が専門家に限定された、閉ざされた世界のように感じたのも事実です。国連CEFACTの資料は広く公開されてはいますが、一般向けの内容とは言い難く学習するのは簡単ではありません。ま た、会議に出ていてもすでに関わっているメンバーだけで流通している情報をもとに議論が進むこともあり、内容が分からなくなることもしばしばでした。実務的にはその方が素早くプロジェクトを進められるというメリットがあることは理解していますが、 今後新しいメンバーを加えて活動を活性化させるために改善できることもありそうだな、と思った初フォーラムでした。（S）

—知的財産権について—
本誌の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物（以下、これら全てをコンテンツといいます）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます）は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

—引用について—
関連する法律に従って、本誌が意図した目的の範囲内に限り、本調査研究報告書のコンテンツを引用できます。ただし、引用の際、以下の要件をお守りいただくようお願いいたします。
1. 出典を明記すること
2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。
soumu-kikaku@jastpro.or.jp

本誌に掲載の各論文は、執筆者の個人的見解であり、当協会の見解を必ずしも代表するものではありません。

JASTPRO 第49巻 第8号 通巻第534号

2023年11月30日発行23-08

[発 行 所] 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階

[電　話] 03-3555-6031（代）

[編 集 人] 秋 田 潤

禁無断転載